

【重要】徳島県狩猟者登録手数料の納付方法の変更について

徳島県収入証紙は、**令和8年9月30日限りで販売を終了**します。これに伴い納付方法が変更されます。

※購入済みの収入証紙は、**令和8年度（令和9年3月31日）までは利用可能**です。

ご自身の納付方法（収入証紙の有無）に合わせて、以下のいずれかの手順で手続きを行ってください。

1. 従来どおり「徳島県収入証紙」で納付される方

販売終了までに収入証紙を購入済みの場合は、収入証紙での納付が可能です。

収入証紙での納付をご希望の場合には、お早めにご準備いただき、

従来どおり申請書の所定の欄に貼付のうえ納付してください。

STEP1：狩猟者登録手数料の納付（収入証紙の購入（令和8年9月30日まで））

※徳島県猟友会に所属される方は、猟友会事務局が収入証紙を準備しています。

※ご自身で購入される場合は、次のリンク先（徳島県ホームページ）をご確認ください。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shohiseikatsu/2014032700072/>

STEP2：申請**① 申請書の取得：**

住所地を管轄する農林事務所にてシステムによる発行（各農林事務所林業振興担当までお問合せください）、または徳島県ホームページから印刷してください。

② 申請書の記入：

必要事項を記入し、収入証紙を貼り付けてください。

（※「4連納付書の送付依頼」欄へのチェックは**不要**です）

③ 写真の準備：

申請書1部につき1枚 + 狩猟者登録証用1枚

※登録申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景（縦3.0cm・横2.4cm）

※裏面に氏名及び撮影年月日を記載

④ 被保険者であることを証する書類等の準備**⑤ 住民票または運転免許証（写し）の準備****⑥ 必要書類一式の準備（※該当者のみ）：**

狩猟税の減免措置を受ける場合は、必要書類をご準備ください。

※詳細は徳島県ホームページに掲載している「令和8年度徳島県狩猟者登録案内」をご確認ください。

⑦ 申請書の確認及び狩猟税の納付：

事前連絡のうえ、来庁いただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

（1）住所地を管轄する農林事務所へ②～⑥の書類一式を**【持参】**のうえ、申請書の確認を受ける。

（2）狩猟税の納付手続きを行う。

住所地を管轄する県税局の窓口（徳島県県税局各支所（徳島支所、吉野川支所、阿南支所、美馬支所））にて手続きをお願いします。

⑧ 申請を行う：

「狩猟税証紙」を貼付した申請書等の必要書類一式を、住所地を管轄する農林事務所へ送付（または持参）してください。

2. 新しい納付方法「4連納付書」で納付される方

令和8年9月30日までに収入証紙を購入されていない方は、事前申請後に送付される納付書により、以下の手順で納付してください。

STEP1：事前申請

- ① **申請書の取得：**
住所地进行を管轄する農林事務所にてシステムによる発行（各農林事務所林業振興担当までお問合せください）、または徳島県ホームページから印刷してください。
- ② **申請書の記入：**
必要事項を記入し、「4連納付書の送付依頼」欄に**必ずチェック**を入れてください。
- ③ **写真の準備：**
申請書1部につき1枚 + 狩猟者登録証用1枚
※登録申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景（縦3.0cm・横2.4cm）
※裏面に氏名及び撮影年月日を記載
- ④ **被保険者であることを証する書類等**
- ⑤ **住民票または運転免許証（写し）**
- ⑥ **返信用封筒の準備：**
角形2号封筒を1枚用意し、**390円切手**（通常料金180円＋特定記録料金210円）を貼付してください。
※返信用封筒には、必ず氏名・住所を記載してください。
- ⑦ **必要書類一式の準備（※該当者のみ）：**
狩猟税の減免措置を受ける場合は、必要書類をご準備ください。
※詳細は徳島県ホームページに掲載している「令和8年度徳島県狩猟者登録案内」をご確認ください。
- ⑧ **事前申請を行う：**
記入した申請書と返信用封筒（該当する場合は⑦も）を、住所地进行を管轄する農林事務所へ提出（送付または持参）してください。

STEP2：県からの返信

- ⑨ **4連納付書の郵送：**
提出された申請書と、手数料分の「納付書」が県から返送されます。

STEP3：お支払い

■ 狩猟税のお支払い

- ⑩ **住所地进行を管轄する県税局の窓口（徳島県県税局各支所（徳島支所、吉野川支所、阿南支所、美馬支所））で支払い（現金払い）：**
返送された申請書をお持ちください。

■ 手数料のお支払い

- ⑪ **コンビニまたは金融機関で支払い：**
県から返送された納付書を使い、**現金**でお支払いください。
「納入済証」を必ずお受取ください。

STEP4：本申請

- ⑫ **申請書の準備：**
「収入証紙貼付欄」に⑪の**「納入済証」**を貼付。
- ⑬ **本申請を行う：**
すべての提出書類一式を住所地进行を管轄する農林事務所へ提出してください。